

上 島 合 併 協 議 会

第 8 回 新 町 の 名 称 ・ 事 務 所 の 位 置 検 討 小 委 員 会

会 議 資 料

日 時：平成 1 5 年 4 月 2 日（水）午後 2 時 1 5 分から
場 所：弓削町総合庁舎 3 階第 1 会議室

第 8 回新町の名称・事務所の位置検討小委員会会次第

1 . 開 会

2 . 委員長挨拶

3 . 議 事

本庁（管理・事務局部門を置く総合支所）の位置について

..... 1 ページ

4 . その他

5 . 閉 会

事務所の位置について

(1) 本庁 (管理・事務局部門を置く総合支所) の位置について

(2) 協議会での確認事項について

A 案

事務所の位置について
総合支所方式とする。 新町の事務所（管理・事務局部門を置く総合支所）の位置は、 〇〇町村〇〇番地とする。 また、現在の弓削町、生名村、岩城村及び魚島村役場のそれぞれの役場の位置に支所を置くものとする。 なお、本庁方式へ移行する際は、新町において検討する。

B 案

事務所の位置について
新町の事務所（管理・事務局部門を置く総合支所）の位置は、 〇〇町村〇〇番地とする。 また、現在の弓削町、生名村、岩城村及び魚島村のそれぞれの役場の位置に総合支所を置くものとする。 なお、本庁方式へ移行する際は、新町において検討する。

C 案

事務所の位置について
現在の弓削町、生名村、岩城村及び魚島村役場のそれぞれの役場の位置に総合支所を置くものとする。 新町の事務所（管理・事務局部門を置く総合支所）の位置は〇〇町村〇〇番地とする。 なお、本庁方式へ移行する際は、新町において検討する。

D 案

事務所の位置について
新町の事務所の位置は、〇〇町村に置く。 また、それぞれの役場を総合支所とする。 なお、本庁方式へ移行する際は、新町において検討する。